

(施行日前の意匠権についての通常実施権に関する登録の申請等に係る経過措置)
 第二十三条 施行日前にされた平成二十三年改正法第三条の規定による改正前の意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号。次項において「旧意匠法」という。)(第六十一条第一項第二号又は第三号に掲げる事項(通常実施権に係る部分に限る。)(の申請、囑託又は命令による登録については、なお従前の例による。)

2 施行日前に旧意匠法第六十一条第一項第二号又は第三号に掲げる事項(通常実施権に係る部分に限る。)(の登録の原因が発生した職権による登録については、なお従前の例による。
 (施行日前の特定通常実施権登録の申請等に係る経過措置)

第二十四条 施行日前にされた平成二十三年改正法第七条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。)(第五十九条第三項に規定する特定通常実施権登録(次項において「特定通常実施権登録」という。)(の申請又は囑託による登録については、なお従前の例による。
 2 施行日前に特定通常実施権登録の原因が発生した職権による登録については、なお従前の例による。

3 平成二十三年改正法の施行の際現に存する旧産活法第五十九条第一項の特定通常実施権登録簿(前二項の規定によりなお従前の例により登録がされた場合には、その登録後の特定通常実施権登録簿)については、なお従前の例による。
 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定通常実施権登録簿に記載されている事項の閲覧若しくは謄写又は当該事項に係る旧産活法第六十四条第一項に規定する開示事項証明書、同条第二項に規定する登録事項概要証明書若しくは同条第三項に規定する登録事項証明書の交付の請求に係る手数料については、旧産活法第六十九条の規定は、なおその効力を有する。

附則
 (施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。
 (特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第十三号の規定は、施行日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第十三号の規定は、なおその効力を有する。
 (特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十一条の規定による改正後の特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第二条第二項の表第九号の規定は、施行日以後に請求される平成二十三年改正法附則第十七条の規定による改正後の特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行日前に請求された平成二十三年改正法附則第十七条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、第十一条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第四条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第二条第二項の表第九号の規定は、なおその効力を有する。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令の廃止に伴う経過措置)
 第四条 第二十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧産活法第六十九条に規定する手数料については、第十八条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法関係手数料令の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣 安住 淳
 文部科学大臣 中川 正春
 経済産業大臣 枝野 幸男
 内閣総理大臣 野田 佳彦

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
 国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百七十一号

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律(附則第一条ただし書に規定する規定を除く。)(の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十六年四月一日とする。

財務大臣 安住 淳
 国土交通大臣 前田 武志
 内閣総理大臣 野田 佳彦

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
 国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百七十二号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(第三百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
 航空法関係手数料令(平成九年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中 一等航空士の資格試験 五万三千五百円

准定期運送用操縦士の資格試験 六万五千二百円

一等航空士の資格試験 五万三千五百円

に改め、同表第二号中